

浜岡原子力発電所1号原子炉および2号原子炉の廃止措置計画等の変更認可について

2023年12月22日
中部電力株式会社

印刷

記事をシェアする



当社は、2023年3月13日におこなった浜岡原子力発電所1号原子炉および2号原子炉の廃止措置計画（注1）（以下、「廃止措置計画」という。）の変更認可申請（2023年10月23日、12月14日に一部補正）について、12月21日に、原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。

また、廃止措置計画の変更認可申請に伴い、2023年6月19日におこなった原子炉施設保安規定（注2）の変更認可申請についても、12月21日に、原子力規制委員会より認可を受けました。

当社は、引き続き、1、2号機の廃止措置について安全確保を最優先に、透明性を確保しつつ着実に進めます。

【変更認可申請の概要】

1 廃止措置計画

（1）廃止措置の第3段階着手時期の延期

原子炉領域（注3）の解体撤去（第3段階）着手時期を2023年度から2024年度に変更

（2）原子炉領域周辺設備（注4）の解体対象の追加

圧力抑制室（注5）および格納容器機器搬入口とその遮蔽壁を解体対象に追加

（2023年3月13日お知らせ済み）

（ 2023年10月24日、 12月19日一部補正お知らせ済み）

2 原子炉施設保安規定

（1）廃止措置計画の変更に伴う変更

解体対象設備の追加、放射性固体廃棄物保管区域の容量の変更および放射性気体廃棄物の放出管理目標値の変更

（ 2023年6月19日お知らせ済み）

（注1）浜岡原子力発電所1号原子炉および2号原子炉の廃止措置計画は、1、2号機の原子炉施設の解体を安全かつ確実にこなうための全体計画や、廃止措置において実施する作業の内容および安全確保対策等を定めたものです。なお、1、2号機の廃止措置は、廃止措置期間全体を第1段階「解体工事準備期間」から第4段階「建屋等解体撤去期間」までの4段階に区分し、実施します。

（注2）原子炉施設保安規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項（保安に関する組織、保安措置等）を定めたものです。

（注3）原子炉領域とは、原子炉圧力容器および原子炉圧力容器を取り囲む放射線遮へい体を含む領域のことです。

（注4）原子炉領域周辺設備とは、排気筒、タービン本体、主復水器、給復水系機器、ほう酸注入系機器、主蒸気配管等であり、原子炉領域を除く設備のことです。

（注5）圧力抑制室とは、原子炉格納容器下部に位置し、水を貯蔵している設備です。事故時に原子炉や格納容器内の蒸気を貯蔵した水の中に導き、冷却・凝縮させることで圧力の上昇を抑制する機能を有しています。

以上